

「特別区はどんな仕事をするの？」への疑問

写真は淀川区広報誌『よどマガ!』7月号に掲載の「新たな大都市制度」のページ。例によって、松井市長が特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問に答える形で、特別区のおもな仕事为例示されている。郵便ポストから取り出して、すぐに表を眺めると、疑問が湧きあがった。

さっそく副首都推進局に問い合わせた。大阪に来て変わったのは、すぐに行動に移すことである。私にそんな気を起させるほど、ひどいことが続いているのだ。

最大の疑問は、表の「子ども・福祉」の一般の市町村の仕事の欄に、「介護保険」が明記されていることである。介護保険は東京23区とは違って、特別区ではなく、一部事務組合の仕事になっているはずだ。電話に出た担当者にこれは誤記ではないかと質問した。担当者によると、確かに介護保険は一部事務組合が担当することになる。協定書案にも、そのように記載してある。でも、特別区が設立する一部事務組合であり、「窓口業務」は現在の区役所(地域自治区の事務所)が担当するので、このように記載したという。

ちょっと待ってほしいと担当者に言った。大阪市廃止後の介護保険や電算事務を担当するのは、一部事務組合であって、特別区ではない。両者とも特別地方公共団体であり、地方公共団体として同格のはず。この指摘には、担当者も反論しなかったようだったが。大阪市廃止・特別区設置の協定書案には多くの問題があるが、介護保険などのマンモス一部事務組合も、住民自治・住民サービスを侵害するものだ。

なぜ私が、こんなに腹を立てるかということ、大阪府市が維新という政党に付度して、事実と違うことを平気で「広報」することが多いからだ。表の下に「消防、水道、都市計画(用途地域等)などは、市町村が処理するものとされている仕事ですが、…大阪府が行います」と書かれている。これこそ大阪市廃止後の特別区を象徴するものだ。大阪市廃止後の特別区は、一般の市町村より権限が少ないのである。それと担当者に言ったが、このように消防などは「大阪府が行います」と書くのであれば、介護保険についても、「一部事務組合が行います」と書くべきであろう。

(2020年7月3日)

新たな大都市制度について
特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします
～特別区はどんな仕事をするの?～

特別区は、住民の皆さんに身近な仕事をを行います。
選挙で選ばれた特別区長が住民の皆さんの視点に立ったきめ細やかなサービスを提供することをめざします。

大阪市長 松井一郎

	子ども・福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり	住民生活等
政令指定都市・中核市などの仕事	児童相談所の設置 認定こども園の認定 身体・知的障がい者更生相談所の設置	保健所の設置 飲食店等営業許可 動物取扱業の登録	公立小中学校教職員の任免 私立幼稚園の設置認可	公害健康被害の補償給付 重要文化財等の管理 産業物処理施設設置の許可	屋外広告物の設置制限	パスポートの交付
一般の市町村の仕事	公立保育所の設置 生活保護 介護保険 国民健康保険	保健センターの設置 健診 予防接種 母子健康手帳 埋葬・火葬許可	公立の幼稚園・小中学校の設置	ごみ収集・処理	都市計画(地区計画等) 地域の公園 地域の道路 公営住宅	住民基本台帳 戸籍 印鑑登録 地域活動支援 個人住民税の賦課徴収

住民票や戸籍、国民健康保険などの窓口サービス、保健福祉センターの業務などは現在の区役所で引き続き行います。

※消防、水道、下水道、都市計画(用途地域等)などは、市町村が処理するものとされている仕事ですが、大規模災害に対応できる体制の確保や、施設の一管理、計画の一体的策定などの観点から、大阪府が行います。

◆特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪府をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
◆今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、国会で審議されます。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 ☎6202-9355

大阪府 大阪府庁 大阪府 特別区 目次 検索